

令和5年度第2回小金井市地域福祉推進委員会次第

日 時 令和5年7月28日（金）

午後2時00分から

場 所 市役所第二庁舎8階 801会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 市の福祉に関する現状と課題
- (2) 次回日程について
- (3) その他

3 配布資料

別紙配布資料一覧のとおり

小金井市地域福祉推進委員会
配布資料一覧

	資料 No.	資料名	備考
第2回 (7月28日)	1	小金井市地域福祉計画の体系・骨子の検討	事前配布
	2	意見・提案シート	当日配布

小金井市地域福祉計画の体系・骨子の検討

現	小金井市地域福祉計画				次期 小金井市地域福祉計画の体系（案）				
	基本理念	計画の体系	国・市の方針	都の方向性	小金井市の課題	基本理念	基本目標	基本施策	施策
誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち	基本目標 1 福祉のまちづくり	<p>＜基本施策＞</p> <p>(1) 福祉を支える基盤の整備</p> <p>(2) 災害に備える体制づくり</p> <p>(3) 人権尊重と権利擁護事業の推進</p> <p>(4) 情報提供の仕組みづくり</p>	<p>【国の方針】</p> <p>社会福祉法の改正（令和3年4月）第107条（抜粋）</p> <p>市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</p> <p>一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</p> <p>三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項</p>	<p>【都の方針】</p> <p>第2期東京都地域福祉支援計画</p> <p>＞計画の目指す姿</p> <p>「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進する</p> <p>＞計画の3つの理念</p> <p>① 誰もが、所属や世代を超え、地域とともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京</p> <p>② 地域の課題について、身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながることができる東京</p> <p>③ 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、地域づくりに参画することができる東京</p> <p>＞地域福祉推進のための施策の方向性</p> <p>【テーマ①】</p> <p>地域での包括的な支援体制づくりのために</p> <p>◆包括的な相談・支援体制の構築</p> <p>◆地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築</p> <p>◆住民参加を促す身近な地域の居場所づくり</p> <p>◆地域住民等による地域の多様な活動の推進</p> <p>◆対象を限定しない福祉サービスの提供</p> <p>【テーマ②】</p> <p>誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために</p> <p>◆住宅確保要配慮者への支援</p> <p>◆生活困窮者への総合的な支援体制の整備</p> <p>◆多様な地域生活課題への対応</p> <p>◆権利擁護の推進</p> <p>◆災害時要配慮者対策の推進</p> <p>【テーマ③】</p> <p>地域福祉を支える基盤を強化するために</p> <p>◆民生委員・児童委員の活動への支援</p> <p>◆福祉人材の確保・定着・育成</p> <p>◆福祉サービスの質の向上</p>	<p>・地域での防災活動と参加者の拡大、安心して生活できる地域づくりが重要です。災害時の支援体制の強化が必要です。虐待防止対策の強化、成年後見制度の利用促進、周知の工夫等を含めた権利擁護の体制づくりが必要です。支援が必要な人々に情報を提供するために、身近な場所や情報技術を活用し、情報提供の充実を図る必要があります。さらに、全市民に福祉情報が届くよう、年代やニーズに合わせた情報提供と分かりやすい情報提供の工夫が必要です。</p> <p>・既存の制度では支援が難しい人々を包括的に支援し続ける必要があります。市民が気軽に相談できる窓口の運営が求められます。相談に適切につながらずに孤立するケースや、問題が深刻化するケースもあります。適切な相談先につなぐ仕組みや福祉総合相談窓口の周知、アウトリーチによる支援などが必要です。包括的支援体制を構築するには、相談支援や参加支援、地域づくりなどを一体的に進める必要があります。当事者以外からの相談も受け止め必要な支援につなぐ仕組みが必要です。市民参加の仕組みや人材支援が重要です。地域資源の活用や関係機関との連携も必要です。生活保護制度の適切な実施と同時に、自立支援のためのセーフティネットを強化する必要があります。制度につながっていない生活困窮者を包括的に支援するための敏感なアンテナが必要です。</p> <p>・地域福祉活動を担う人材育成の支援やボランティアに取り組む人の育成支援に取り組んでいますが、担い手不足が深刻です。地域活動の担い手を育成する上で、興味を持ってもらうための周知の工夫、福祉教育や地域活動への参加体験を通して福祉の意識づけが必要です。</p> <p>・地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。また、はじめでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりが必要です。</p> <p>・住民の活動を支援する仕組みや環境の整備、デジタル技術を活用した情報提</p>	誰もがいきいきと暮らすことのできるまち【市上位計画の取組方針】	1 福祉のまちづくり【継承】	<p>(1) 福祉を支える基盤の整備【継承】</p> <p>(2) 災害に備える体制づくり【継承】</p> <p>(3) 人権尊重と権利擁護事業の推進【継承】</p> <p>(4) 情報提供の仕組みづくり【継承】</p>	<p>①暮らしやすいまちづくり</p> <p>②移動支援の充実</p> <p>①防災・防犯活動への参加促進</p> <p>②要支援者の支援強化</p> <p>①ノーマライゼーションの推進</p> <p>②権利擁護事業の充実</p> <p>③福祉サービスの質の確保</p> <p>①福祉の情報発信の強化</p> <p>②情報バリアフリーの推進</p>
	基本目標 2 包括的支援体制の構築	<p>＜基本施策＞</p> <p>(1) 地域での課題解決の体制づくり</p> <p>(2) セーフティネットの機能強化</p>	<p>重層的支援体制整備事業の創設（令和3年4月）</p> <p>支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施</p> <p>成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月）</p> <p>・市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされた。</p> <p>再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月）</p> <p>・市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課された。</p>	<p>・地域福祉活動を担う人材育成の支援やボランティアに取り組む人の育成支援に取り組んでいますが、担い手不足が深刻です。地域活動の担い手を育成する上で、興味を持ってもらうための周知の工夫、福祉教育や地域活動への参加体験を通して福祉の意識づけが必要です。</p> <p>・地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。また、はじめでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりが必要です。</p>	2 包括的支援体制の構築【継承】		<p>(1) 重層的支援体制の整備【★新規】</p> <p>(2) セーフティネットの機能強化【継承】</p> <p>(3) 再犯防止の支援【★新規】</p>	<p>①包括的相談支援体制の構築</p> <p>②参加支援</p> <p>③地域づくりの促進</p> <p>※地域活動の活性化【一部組替え】</p> <p>④孤独・孤立への対策</p> <p>①生活困窮者への支援強化</p> <p>②生活保障の推進</p> <p>①再犯防止等に関する活動の推進</p>	
	基本目標 3 地域活動の活性化	<p>＜基本施策＞</p> <p>(1) 社会参加の促進</p> <p>(2) 地域活動の支援と人材の育成</p> <p>(3) 多様な地域資源との連携</p>	<p>【市の方針】</p> <p>第5次小金井市基本構想・前期基本計画 目指す姿</p> <p>福祉における制度の枠組みを超え、地域の高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が支え合う体制・環境を実現することで、互いに助け合いながら安全・安心な生活を送ることができるまち 施策の方向性</p> <p>1 民生委員児童委員協議会との連携</p> <p>2 避難行動要支援者支援</p> <p>3 市民参加と協働の周知への取組、地域福祉を担う人材の活動支援</p> <p>4 成年後見制度の利用促進</p> <p>5 生活の保障</p> <p>6 地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化</p>	<p>・地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。また、はじめでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりが必要です。</p> <p>・住民の活動を支援する仕組みや環境の整備、デジタル技術を活用した情報提</p>	3 地域活動の活性化【継承】		<p>(1) 社会参加の促進【継承】</p> <p>(2) 地域活動の支援と人材の育成【継承】</p>	<p>①地域活動への参加促進</p> <p>②地域活動の拠点づくり</p> <p>③市民参加・協働の推進</p> <p>①地域福祉の担い手育成</p> <p>②専門人材の育成</p>	

意見・提案シート

1 地域差（都会と地方の対比など）によって近隣との付き合いの程度が変わってくることで個人情報の扱いが地域性によって異なってくることや、都会では防犯上知られたくないことや、取扱う情報として「要配慮個人情報」がほとんどになる可能性が高く今後の制度の仕組みを考える上では避けて通れない課題なのでこの点については継続的に留意する必要があるため、記載するのはいかがでしょうか。

（提出：中山委員）

2 資料1の基本目標1、基本施策（3）人権尊重と権利擁護事業の推進の部分、「権利擁護事業」の推進とすると、地域福祉権利擁護事業に限定される印象があるため、「権利擁護の体制づくり」等、表現の変更を検討するのはいかがか。

3 社会潮流を鑑み「多様性の尊重」の視点をしっかりと計画に記載する必要があるのではないか。

（提出：石塚委員）

4 資料1の次期小金井市地域福祉計画の体系の施策の上から5番目の④孤独・孤立への対策のところ、国の孤独・孤立対策推進法が令和6年4月1日に施行されるに伴い、地方公共団体では孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるというようなことが盛り込まれておりますが、小金井市としてはどのようなお考えでしょうか？

5 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上にはどういった方法があるとお考えでしょうか？

（提出：小森委員）